

亀山市 農援ボランティア

令和8年8月
受付開始

～自然に触れ合いながら
農業をサポートしませんか？～

募集



亀山市農援ボランティアとは？

自然に触れ合いながら農業のサポートを行いたい市民等が、高齢化等により労力不足に悩んでいる農業者のもとで、ボランティアとして農作業のお手伝いを行うというものです。この事業を通じて、担い手不足から生じる未利用農地の発生を防ぐことを目的としています。

作業場所

亀山市内にある農場等

作業時間

午前8時～午後5時頃の間（例：午前、午後のみ等）
※詳細な時間は、受入農家とボランティア登録者間で決定します。また、天候や作物の生育状況等によっても時間は変動する場合があります。

作業内容

- | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|
| ○土づくり | ○種まき | ○植付け | ○施肥 |
| ○草取り | ○収穫 | ○出荷作業 | ○畜舎清掃 |
| ○給餌 | ○PRなど労働以外の支援 | ○その他 | |

※作業内容の詳細は受入農家とボランティア登録者間で決定します。

その他

- ・ボランティアには労働の対価として、いかなる場合も金銭の支給をしません。
- ・農作業に必要な農機具（鋏、籠、鎌等）については、原則受入農家で用意していただく予定です。
- ・農作業については、受入農家の指導に従っていただくことになります。作業は、農家の繁忙期が主になり、お客様としての扱いもされませんので、ご承知おきください。また、作業場所によっては、傾斜地等もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・本事業に係るボランティアの農作業は、各自でボランティア保険への加入をお願いしています。ボランティア保険は亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぶらっと」で受付をしています。
- ・その他、詳しくはボランティア制度実施要領をご覧ください。

農援ボランティア対象者と登録方法

対象者

満15歳以上（高校生以上）でやる気があり健康な者、企業や団体も可。

※18歳未満の場合は、保護者の同意を得ること。

登録方法

ホームページまたは窓口へ備え付けの登録申込書に必要事項を記入の上、農林振興課農林政策グループへご提出ください。

問合先 亀山市農林振興課農林政策グループ
〒519-0195 亀山市本丸町577番地

TEL 0595-84-5068
✉ norinseisaku@city.kameyama.mie.jp

亀山市農援ボランティア制度

- ・市内農家の高齢化等に伴う労働力不足の解消や担い手不足から生じる未利用農地の発生を防ぐとともに農業への興味や理解を深める機会を創出することを目的に制度を創設。
- ・市内農家と市民や学生など農業に関するボランティアを行いたい方をマッチングする新たな仕組みです。

農援ボランティア事業開始までの流れ

農援ボランティア開始から実施までの流れは以下のとおりです。

- ① 受入農家の登録を受けようとする者は、「ボランティア受入申込書」を市へ提出
- ② 市は、内容を審査し、適当と認めたときは受入農家として登録
- ③ ボランティアの登録を受けようとする者は、「農援ボランティア登録申込書」を市へ提出
- ④ 市は、内容を審査し、適当と認めたときは農援ボランティアとして登録
- ⑤ 受入農家の情報等をボランティアへ提供
- ⑥ 市は、ボランティアへ行きたい農家を聴き取り、条件・要望等について相談対応
- ⑦ 市は、条件にあった受入農家へボランティア登録者を紹介
- ⑧・⑨ 受入農家からボランティア登録者へ連絡し、自己紹介や作業内容、初回活動日等の調整
※必要に応じて、市役所も立会い顔合わせや初回活動日等の打ち合わせ
- ⑩ 農援ボランティア活動開始
- ⑪ 受入農家は、市へボランティア活動の受入実績報告書を提出

事業の流れ

